

意見聴き取り調査票

(福島県土木建築調査設計団体協議会)

※ 協議会の中でも、土木設計関係と建築設計関係は若干状況が異なるので、今回は、分かりやすくするため、あえて分野を分けて記載させて頂きました。

1 条件付一般競争入札について

(1) 県では、工事関連の委託業務について、平成20年4月から条件付一般競争入札を試行していますが、このことについてどのようにお考えですか。

(土木設計関係)

条件付一般競争入札は必要だと思うが、対象とするのはもう少し規模の大きいもの以上とするのが妥当だと思う。

調査などは形態も多様であり、小規模のものは指名競争入札の方が手間も少なく発注者にとってもより実際的なのではないかと考える。

(建築設計関係)

建築設計における設計者選定は原則として新築、改築においては、創造性、技術力提案力を活かせるプロポーザル、コンペ方式が望ましく、耐震改修や設備改修、大規模改修等は公平性、透明性、地域性の観点から、実績、業務遂行能力を考慮した条件付き一般競争入札がやむを得ないと思われる。

2 最低制限価格制度について

(1) 県では、本年4月から工事関連の委託業務について最低制限価格を設定することとしましたが、このことについてどのようにお考えですか。

(土木設計関係)

・昨年度のような極端な低価格落札がなくなり、最低制限価格の設定は大変ありがたいと思っている。

・最低制限価格は、品質確保と地元企業の健全経営の観点から妥当な価格

として頂きたい。

- ・市町村にも制度の普及をお願いしたい。

（建築設計関係）

昨年要望しました最低制限価格については、本年4月から設定していただき感謝しております。

最低制限価格は業務の品質確保と技術者の育成、設計事務所の持続性を図る観点からも適正な価格に設定していただきたい。

3 総合評価方式について

- (1) 県では、本年1月から工事関連の委託業務について総合評価方式を試行していますが、このことについてどのようにお考えですか。

（土木設計関係）

・地域貢献度の評価により、県内企業の活用に関しては有効に機能していると考えます。

・ただし、総合評価は実績が重視され県内企業間においても比較的大手に優位に働く傾向にあるので、単純な拡大は慎重にすべきと考えます。

・また事務が煩雑で対応には手間がかかり、300万円程度の規模に対しては過重な手間だと思う。対象とするのは技術力をより重視するものや、今よりも規模の大きなものに限定してほしい。

（建築設計関係）

一般競争入札を採用する場合は、総合評価方式を条件としてほしい。

その場合（低入札価格調査制度でなく）最低制限価格を設定してほしい。

- (2) 総合評価方式（工事関連委託業務）において、どのような項目を評価すべきだとお考えですか。

（土木設計関係）

現在の評価項目や基準について見直してほしいもの。

- 1) 県と災害時応援協定を締結している団体への加点
- 2) 災害復旧工事受注実績の期間の拡大

- 3) 技術者の加点対象は、業務に対応した資格点を加点して頂きたい。
(地質調査業務は地質調査技士を、農業土木は農業土木技術管理技士を。)
- 4) 発注実績の少ない業種は同種・類似の実績件数を小さく設定するなど業種と地域に応じてきめ細かに設定すること。
- 5) 技術士補も評価対象にしてほしい。
- 6) 委託業務の場合は、地域要件の最小単位は建設事務所管内の方が営業活動や従業員の通勤範囲等の実情に合うと考える。
- 7) ボランティアは評価対象を拡げていただきたい。

(建築設計関係)

- ・ 建築設計に関わる団体への加入。(法改正や技術講習会等情報伝達の観点から。)
- ・ 賠償責任保険、及び社会保険への加入。
- ・ CPD 取得の評価(今より配点を多く)

4 低入札価格調査制度について

- (1) 県では、総合評価方式(工事関連委託業務)による案件に係る低入札対策として、本年4月から低入札価格調査制度を導入し、併せて、低入札価格調査の対象となった落札者に対する契約保証金の増額(5%→15%)、前払金の減額(30%→15%)、管理技術者・主任技術者の専任配置の義務付けを行うことにしましたが、このことについてどのようにお考えですか。

(土木設計関係)

- ・ 低入札価格調査制度は分かりにくい。数値的な失格基準を設けるか、最低制限価格制度を適用する方が分かりやすい制度になると思う。
- ・ 管理技術者の専任を求めるのは、小規模の事業に対して複雑で過重な要求になると思われる。契約保証金も10%までに。

(建築設計関係)

- 低入札価格調査制度は分かりにくい。数値的な失格基準を設けるか、最低制限価格制度を適用する方が分かり易い。

5 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお書きください。

（土木設計関係）

- ・ 総合評価の基準を決めるに際しては、委託業務の業界の実態が工事業界と異なる状況もあることを十分踏まえて設定して頂きたい。
（測量設計業協会の場合、従業員 20 人未満の社が74%と小規模、また営業地盤は土木事務所管内というよりは建設事務所管内以上が一般的であるなど。）
- ・ 委託業務は形態も多様であり、地域要件、事務の手間等を考慮したとき規模によっては指名競争入札の方が適しているのではないか。
- ・ 低入札対策については、市町村への普及にも努めていただきたい。

（建築設計関係）

最低制限価格の設定と総合評価方式の導入について、市町村への理解と普及を進めてほしい。